

日タイ経済連携協定・データ交換方式（特定原産地証明書の電子化）における  
「英文港名」の事前確認のお願い

2025年7月23日

日本商工会議所

日タイ経済連携協定については、以下のご案内のとおり、2025年11月以降に、特定原産地証明書のデータ交換方式が開始される予定です。

【日タイ経済連携協定におけるデータ交換方式（特定原産地証明書の電子化）の開始について】

<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecodataexchange-start.pdf>

上記案内に、データ交換方式での発給申請の際に選択必須となる「積込地、経由地、仕向地」の英文港名のコード等、データ交換の発給申請時に用いるコード一覧表を掲載しています。

【コード一覧表】

<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecoappendix-code.xlsx>

このコード一覧表について、一部の企業から、現在、日タイ協定で利用している仕向地（輸出先）の港名が、一覧表に含まれていないとの連絡を受けています。

コード一覧表への仕向地の港名（英文港名）の追加には、タイ税関の同意が必要なため、相応の時間を要する見込みです。

以上を踏まえ、データ交換開始前に、コード一覧表のシート「英文港名（Appendix A.14）」に、現在、日タイ協定で利用している仕向地の港が含まれているか確認のうえ、一覧表で見当たらない場合は、【2025年8月29日（金）まで】に、以下の【お問い合わせ先】のメールアドレス宛に、一覧表に追加を希望する英文港名をご連絡ください。（ご連絡いただいた際、タイ税関側で当該英文港名の追加可否を判断するための商業書類の提出について、個別に詳細をご案内いたします。）

当所から日本政府に連絡のうえ、日本政府からタイ税関に対し、一覧表への英文港名の追加を申し入れる予定です。

なお、追加希望のご連絡をいただいた英文港名について、一覧表への追加がデータ交換方式開始後となる、あるいは、一覧表に追加されない場合もございますので、あらかじめご承知おきください。その場合の対応策については、別途個別にご案内いたします。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)